

定率減税の廃止による市・県民税と所得税の合計額の変化 モデルケース

一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

なお、これらのモデルケースは、一定の条件下での負担増減の概算を示すもので、年齢や控除などの状況によって税額は変わります。

【ケース1】 給与所得者で、扶養家族がない場合

給与収入	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
300万円	171,200	188,500	17,300 円の増額
500万円	382,900	421,000	38,100 円の増額
700万円	713,600	781,000	67,400 円の増額

【ケース2】 給与所得者で、夫婦 + 子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前	税源移譲後	負担増減額
300万円	8,300	9,000	700 円の増額
500万円	177,400	195,000	17,600 円の増額
700万円	418,000	459,000	41,000 円の増額

【ケース2】の場合、控除対象配偶者、扶養親族、特定扶養親族がいるものとして試算しています。

扶養家族の年齢などによって、税額は変わります。